

滋賀県立総合保健専門学校個人情報保護規程

【第一章 総則】

(目的)

第1条 滋賀県立総合保健専門学校個人情報保護規程(以下「本規程」という。)は、滋賀県立総合保健専門学校(以下「本校」という。)が、看護師および歯科衛生士の医療専門職員の養成学校として、本校で個人情報を取り扱う全ての者(職員(外部講師含む。)および本校在籍の学生)が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、適正な取り扱いについての遵守すべき事項を明確化することで、個人情報の保護を図るとともに、保護と併せて透明性の確保を図ることで活用について定めることを目的とする。

なお、個人情報保護の趣旨は、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号、以下「条例」という。)、滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(平成17年4月1日副知事依名通達)、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省通知、以下「ガイダンス」という。)および厚生労働省がその他定めるガイドライン等(これらを総称して、以下「関係規程」という。別紙1のとおり)で概ね共通であることから、本規程に特段定めがない事項にあっても本規程の趣旨に反しない限り、関係規程の適用を受けるものとする。

(対象)

第2条 本規程は、第1号に定める者が行う第2号に定める項目についての事項を対象とする。なお、保健師助産師看護師法第42条の2により看護師の、歯科衛生士法第13条の6により歯科衛生士の守秘義務が規定されており、看護師または歯科衛生士を志す学生においても一般より高い職業倫理・規範が求められることから、これらの法令の適用を受ける者と同様に取り扱う。

(1)本校に在籍する職員(外部講師を含む。)および学生

(2)本校が保有する個人情報および実習先が保有する個人情報

2 前項第2号に定める実習先が保有する個人情報については、本規程のほか、実習先が定める規程についても適用を受ける。

(定義)

第3条 「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「個人情報の匿名化」、「個人情報データベース等」、「個人データ」および「本人の同意」の定義については、条例第2条およびガイダンスIIに定めるとおりとする。

【第二章 個人情報の収集】

(個人情報の取得の原則・方法)

第4条 収集する個人情報は、次の目的のため、収集するものとする。

- (1) 学校運営に必要な職員および学生の個人情報
- (2) 実習先が求める職員および学生の個人情報
- (3) 実習先より知り得る対象者および実習施設運営に関する個人情報

2 個人情報の取得は本人の同意を得て収集することを原則とする。また、本人から直接取得することを原則とする。

3 個人情報の利用は、取得目的の範囲で利用するものとし、公表については校内に掲示することおよびホームページ上で行うものとする。

4 収集する個人情報のデータは、正確性に努め、間違いを発見した場合はできる限り正しいデータに修正を行うものとする。

【第三章 個人情報の利用】

(利用の原則)

第5条 個人情報の利用は、収集目的内での利用を原則とする。

(利用の例外)

第6条 個人情報の利用の例外として、収集した個人情報から個人の判別を不可能に処理した上で、研究目的として利用できるものとする。

2 第1項の利用については、学内掲示およびホームページで公表を行う。

【第四章 個人情報の適正な管理および必要な体制】

(個人情報の適正管理)

第7条 本校は、個人情報保護の取扱いを記した規程を整備し、ホームページで公表する。

2 個人情報の取扱いについては、取扱い者を定め、他の者が利用できないよう制限する。

3 個人情報の管理は、鍵のかかる場所で保管する。システム内の個人情報については、外部に繋がる端末と切断し、適切なパスワードを設置し、管理する。

4 学生の実習先での取決め等について、必要がある場合、別に定める。

(別紙 2-1 参照)

(必要な体制)

第8条 校長を保護管理者に、次長および学科長を保護担当者とする。

2 学内に個人情報保護委員会を設置し、次の業務を行う。

(1)個人情報の保護・管理のため、定期的に委員会を開催し、必要な事項を協議すること。

(2)情報漏洩が発生した場合、原因を究明し、対応策の検討を行うこと。

(別紙 2-2 参照)

(データ漏えい時の報告連絡体制)

第9条 職員は、情報漏洩等の事故が発生した場合、直ちに次長または学科長および校長に報告を行う。

2 校長は、事故が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、必要な場合、本庁の総括保護管理者に報告を行う。

3 校長は、情報漏洩等の事故が起こった場合、個人情報保護委員会に必要な対応策の検討等を命じるものとし、同委員会は、必要に応じ、対応策を取りまとめ校長に報告するものとする。

(別紙 2-3 参照)

(苦情等の対応)

第10条 個人情報の保有者等から苦情があった場合、職員は誠実に対応することを心がける。

(教育研修の実施)

第11条 個人情報保護委員会は、必要に応じ、職員および学生に対して、定期的に教育研修を実施する。

(業務委託時の取扱い)

第12条 個人情報を外部に業務委託する場合の取扱いは、県が定める「個人情報取扱業務委託基準」により行う。

(システム導入における取扱い)

第13条 個人情報のシステム導入による取扱いについては、県が定める「個人情報取扱業務委託基準」および医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成29年5月：厚生労働省策定）により行う。

【第五章 その他】

(本人請求による保有個人データの開示)

第14条 本人請求による保有個人情報のデータ開示については、情報公開の手続を参考にして行う。

(個人情報の廃棄)

第15条 保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄を行う。

2 個人情報の廃棄にあたっては、個人情報匿名化の処理を行ったうえで、廃棄を行う。

(罰則)

第16条 個人情報保護漏洩による職員の懲戒手続は、別の定めによる。

2 学生の懲戒手続は、学則により行う。

(規程の改廃)

第17条 本規程に改正または廃止の必要が生じた場合は、その都度必要な手続を行う。

(細則への委任)

第18条 本規程の運用に関し必要な事項は、細則で定める。

附則

本規程は、令和元年10月10日から施行する。

別紙 1

関係規程（個人情報保護関係）

- (1)医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
（平成 29 年 4 月 14 日個人情報保護委員会・厚生労働省通知、同年 5 月 30 日適用）
- (2)「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に関する Q&A（事例集）（平成 29 年 5 月 30 日個人情報保護委員会事務局・厚生労働省作成）
- (3)「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5 版」（平成 17 年 3 月 31 日通達、平成 19 年 3 月 30 日改正、平成 20 年 3 月 31 日改正、平成 21 年 3 月 31 日改正、平成 22 年 2 月 1 日改正、平成 25 年 10 月 10 日改正、平成 28 年 3 月 31 日改正、平成 29 年 5 月 30 日改正）
- (4)人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 26 年 12 月 22 日告示、平成 29 年 2 月 28 日一部改正)
- (5)滋賀県個人情報保護条例(平成 7 年滋賀県条例)第 8 号)
- (6)滋賀県が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成 17 年 4 月 1 日副知事依名通達）
- (7)個人情報取扱業務委託基準

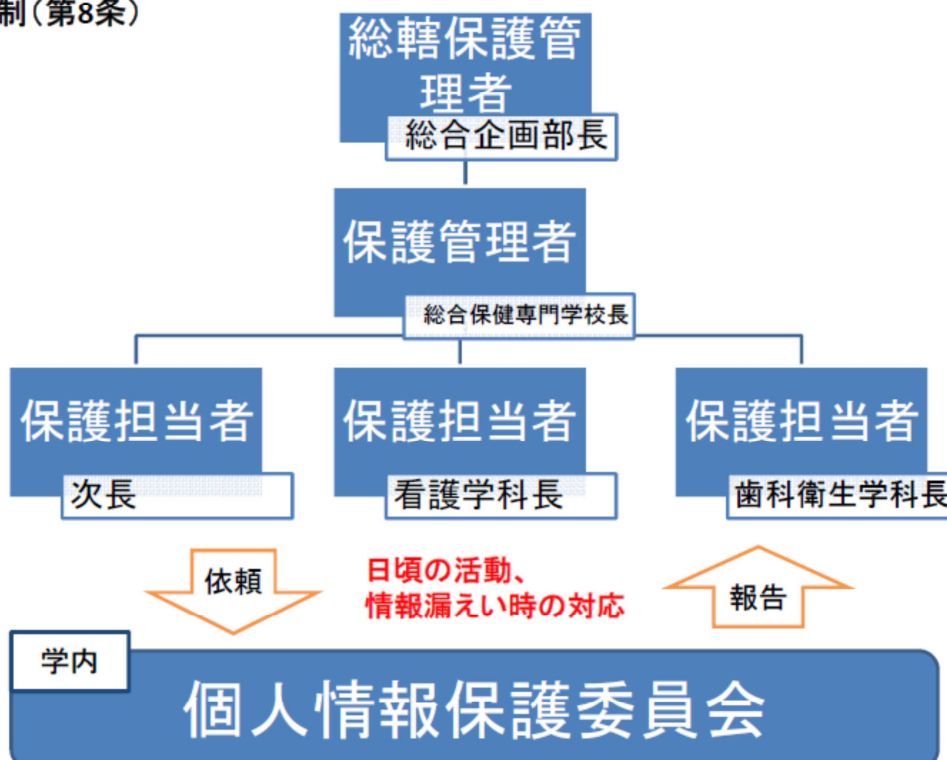
別紙2-1

個人情報の適正管理(第7条)

- 規程の整備、ホームページ上で公表
- 取扱者の限定
- 鍵のかかる場所で保管
- システム内個人情報は、適切なパスワード設定により管理
- 学生の実習先での取決めは、必要がある場合、別途定め

別紙2-2

体制(第8条)



別紙2-3

情報漏洩時(第9条)

